

南河内地区・国分寺地区に

地域包括支援センターを創設

平成18年4月からの介護保険制度の改正により、高齢者の総合相談窓口、介護予防の拠点として地域包括支援センターを設置することが義務付けられています。

下野市としても、旧行政区ごとに3箇所の設置を予定していましたが、合併の関係上、当初から3箇所の設置が困難と判断し、石橋地区に1箇所設置して運営をしてまいりましたが、平成19年1月1日付けで、南河内・国分寺両地区に地域包括支援センターを設置することになりました。

地域包括支援センターとは

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、要介護状態になっても高齢者のニーズや健康状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるような体制づくりが必要です。

このため、地域包括支援センターは、公平・中立の立場から、高齢者からの相談や、新たな予防給付が効果的に提供されるように、必要な援助や支援を行います。

地域包括支援センターには

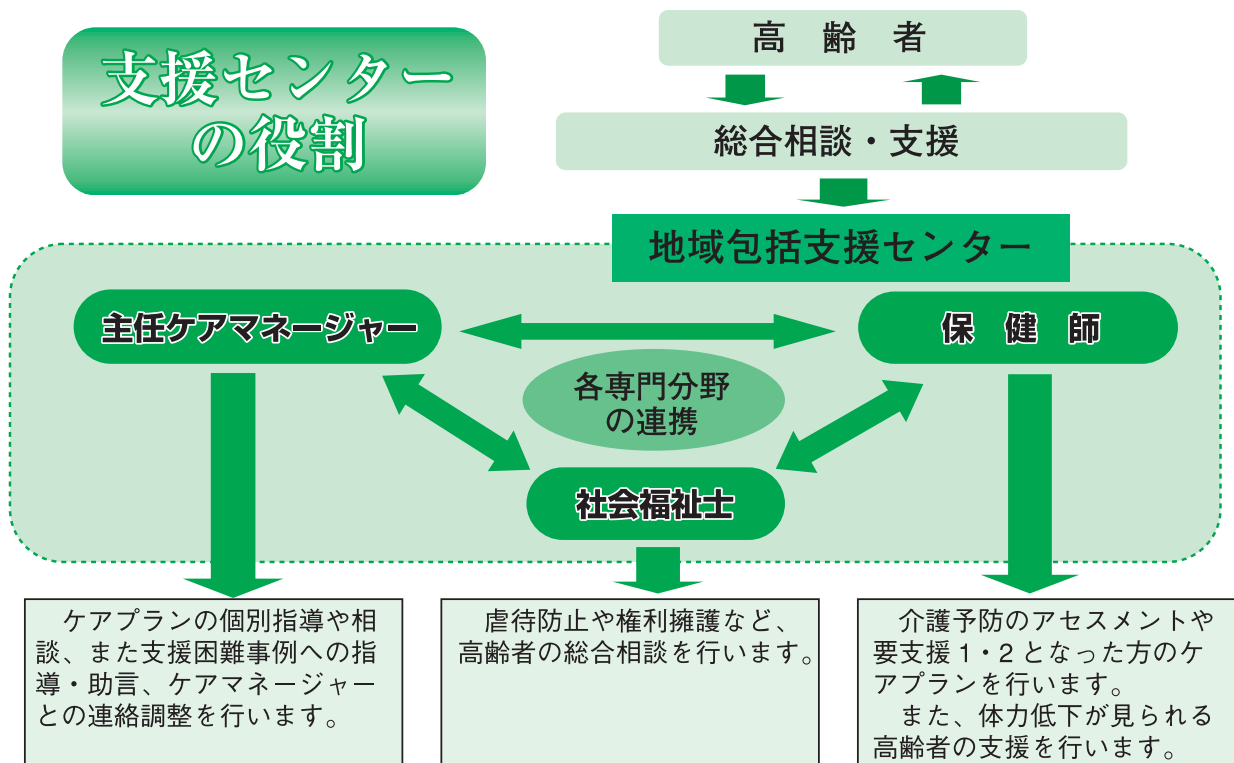
高齢者が元気でいきいきした生活をおくるためには、介護や医療はもとより権利の保護や虐待の防止なども重要な問題です。

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3人の専門職員が、相談に応じ支援を行います。

地域包括支援センター設置場所

南河内地区：南河内公民館1階 国分寺地区：保健福祉センターゆうゆう館内
なお、電話等詳細につきましては、決まり次第、広報紙等でお知らせします。
詳細につきましては、高齢福祉課介護保険係までお問い合わせください。

支援センターの役割



問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 ☎52-1115